

佐潟水鳥・湿地センター運営アドバイザー業務公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要領は、佐潟水鳥・湿地センター運営アドバイザー業務の受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

佐潟水鳥・湿地センター運営アドバイザー業務委託仕様書のとおり。

3 事業者の選定

本業務の実施にあたり、湿地環境、生態系保全、環境教育及び地域づくり等に関する専門的知見並びに民間のノウハウやアイデアを活用するため、企画提案（プロポーザル）方式により受託事業者を募集し、提案内容を総合的に審査の上、最も適した事業者を選定する。

4 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

佐潟水鳥・湿地センター運営アドバイザー業務委託

(2) 業務の内容

佐潟水鳥・湿地センター運営アドバイザー業務委託仕様書のとおり。

(3) 業務委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務委託料の上限額

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

提案者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されていること。又は、以下の要件をすべて満たしている者
 - ア 日本国内に存在する法人で国税及び地方税等を滞納していない者
 - イ 設立日から申請日までの期間が1年以上経過している者。ただし、承継を受けてい

る場合は、承継前の事業期間を含むものとする。

④ 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市の指名停止の期間がない者であること。新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)でないこと。

⑥ 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61条)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者、若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 スケジュール

(1) 公募期間	令和8年4月10日(金)～5月1日(金)
(2) 質問書提出期間	令和8年4月17日(金)午後3時まで
(3) 質問に対する回答	令和8年4月24日(金)までに回答
(4) 参加表明書提出期限	令和8年5月1日(金)
(5) 提案書等の提出	令和8年5月1日(金)午後5時まで
(6) 審査(プレゼンテーション)	令和8年5月初旬から中旬
(7) 審査結果通知・契約	審査後速やかに
(8) 事業実績報告	令和9年3月末

7 応募方法、提出先

各提出書類は、郵送かメール又は直接持参にて提出すること。

応募に関して必要となる費用は、応募する団体等の負担とする。

(1) 質問書(任意)

ア. 提出期限

令和8年4月17日(金)午後3時まで(必着)

イ. 提出書類

質問書(様式第1号)

ウ. 提出方法

電子メール(chiiki.w@city.niigata.lg.jp)

エ. 回答方法

令和8年4月24日(金)までに随時メールにて回答するほか、ホームページ上で

も公開する。

なお、当該質問書に係る回答書は、本募集要項及び仕様書の変更とみなすので、提案者は質問の有無にかかわらず全文を確認すること。

(2) 参加表明書等 (必須)

ア. 提出期限

令和8年5月1日(金)午後5時まで

イ. 提出書類

①参加表明書(様式第2号)

②応募に関する誓約書(様式第3号)

(3) 提案書等提出 (必須)

ア. 提出期限

令和8年5月1日(金)午後5時まで

イ. 提出書類

①事業提案書(任意様式)

②事業見積書(任意様式)

③団体の概要に関する調書(任意様式) (※1)

④プレゼンテーション時に使用する資料(任意様式) (※2)

⑤その他事業に関する資料(任意様式)

※1: 会社案内、パンフレットでも可

※2: 提出書類については、全てメールでの提出も可とするが、「プレゼンテーション時に使用する資料」は、紙で6部用意し提出すること。

なお、作成にあたっては、公平性担保のため、資料中に提案者を特定できるような内容(団体名や社章等)は記載しないこと。なお、提出する6部のうち1部のみ表紙に団体名を記載し提出すること。

◆書類提出先

新潟市西区役所地域課 文化・スポーツ担当

〒950-2097

新潟市西区寺尾東3-14-41

☎ 025-264-7193

✉ chiiki.w@city.niigata.lg.jp

8 審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

(1) プレゼンテーション・ヒアリングの構成

提案内容プレゼンテーション 15分以内

審査委員プレゼンテーション 15分以内

※応募者多数の場合は、それぞれの時間を短縮する場合あり。

(2) 実施日

令和8年5月初旬から中旬で西区地域課が指定する日

(参加表明書を提出した者に通知する。)

(3) プレゼンテーションの留意事項

ア. 提案者が1者の場合であってもプレゼンテーションは実施する。

イ. プレゼンテーションは、「7 応募方法、提出先」の「(3) 提案書等提出一

イ. 提出書類④プレゼンテーション時に使用する資料(任意様式)」として提出した資料を用いて実施すること。当日の資料追加は認めない。

ウ. プレゼンテーション時に使用する資料は、A4判で表紙を付け、ページ番号を付して作成すること。

エ. プレゼンテーション時は、団体名や、団体名を容易に類推させるような表現を行わないこと。

9 事業の選定と審査基準

(1) 審査

事業の選定は、「8 審査(プレゼンテーション・ヒアリング)」を受け、審査委員会で行う。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
1. 業務目的の把握	佐潟の特性(里潟)及びセンターの役割を適切に理解し、仕様に沿った提案となっているか
2. 企画力	環境教育の高度化、拠点化、ワイズユース推進に資する具体的かつ実現性のある提案か
3. 専門性・実施能力	湿地環境、生態系保全、環境教育等に関する専門的知見及び実施体制が十分か
4. 連携・波及性	地域主体の関与や多様な主体との連携により、活動の広がりが期待できるか
5. 継続性・発展性	事業の継続性や発展性があると判断できるか

10 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価

(1) 審査結果の公表

審査結果はホームページで公表する。

(2) 個人情報の取扱い、事業費の支出

事業の実施における個人情報の取扱いや事業費の出納については適正を期すこと。

◆お問合せ・提出先◆

新潟市西区役所地域課 文化・スポーツ担当

〒950-2097

新潟市西区寺尾東 3-14-41

TEL 025-264-7193

Fax 025-269-1650

Mail chiiki.w@city.niigata.lg.jp